

北九州市立自然史・歴史博物館 ナイトミュージアム開催業務

仕 様 書

1 趣旨及び目的

北九州市立自然史・歴史博物館では、コスプレなど異文化とのコラボによりこれまで行ってきたナイトミュージアムをさらに充実させ、新しい来館者層の発掘と、広域からの誘客促進の強化を図るとともに、当館が位置する東田地区のにぎわいづくりの創出を目的に開催するものである。

2 契約期間

契約締結日から令和8年1月31日まで

3 業務概要

令和7年度に博物館で実施するナイトミュージアムに関する以下の業務。なお、ナイトミュージアムの開催日時、条件については「(2) 開催日等」とする。また、各業務の詳細については、別紙「仕様詳細」を参照すること

(1) ナイトミュージアムの企画・運営(3回分)

- ア 企画立案(演出プラン、会場デザイン、事業全体の進捗管理等)
- イ 開催の運営、進行管理等
- ウ 会場設営・撤去
- エ 広報物のデザイン制作
- オ 定例的なMC及び学びの演出の音源制作

(2) 開催日等

- ア 開催日
 - ・1回目/令和7年10月25日(土)
 - ・2回目/令和7年11月15日(土)
 - ・3回目/令和7年12月20日(土)
- イ 開催時間
 - 各日とも、18:30~20:00(開場は18:00)
 - ※11/15開催分については、別紙「仕様詳細」の「2-(2)」を参照すること
- ウ 会場
 - 北九州市立自然史・歴史博物館(北九州市八幡東区東田二丁目4番1号)
- エ 1回あたりの定員
 - 800人

4 業務計画の策定に関すること

- (1) 業務を実施するにあたり、業務計画を策定して発注者の承認を得ること。
- (2) 上記業務計画には実施体制(従事者、業者)が分かる資料を添付すること

5 業務実施報告及び成果品の納品に関すること

すべての業務を終了した後は、以下の通り業務実施完了報告書及び成果品を提出すること。

(1) 各回開催時の写真及びデータ（プリントアウトしたもの及び DVD で正副 2 部提出）

ア、企画提案の内容が分かる写真

イ、会場内外の設営状況が分かる写真

ウ、画像のファイル形式は、jpg、png など、閲覧に特定のソフトウェアが不要な形式とすること。

(2) 広報物のデザイン

ファイル形式は、AI 形式及び PDF とし、DVD 等のメディアに保存して提出すること。

(3) ナレーションの音源データ（DVD で正副 2 部提出）

ファイル形式は、WAV、MP3 など、再生に特定のソフトウェア等が不要な形式とすること。

6 著作権の譲渡等について

本業務を実施するにあたり受託者が成果品として納品した事物（録音物、録画物、広報物デザイン、会場等装飾類）に係る著作権については、以下の取り扱いとする。

(1) 受託者は、受託者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、成果品の著作物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を成果品の納品と同時に発注者に譲渡するものとする。

(2) 受託者は、受託者が従来から著作権を有する著作物について、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、利用を許諾するものとする。

(3) 受託者は、成果品の著作物（受託者が従来から著作権を有する著作物を含む。）に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対し、著作者人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。

ア 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意に改変すること。

イ 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。

ウ 発注者及び発注者から許諾を得た者が、成果品の著作物を任意の氏名で発表すること。

(4) 受託者は、成果品の作成において、第三者が従来から著作権を有する著作物を利用する場合には、当該第三者から、当該著作物に関し、発注者及び発注者から許諾を得た者に対する利用許諾を書面で得るものとする。

(5) 受託者は、成果品の作成において、第三者が創作した著作物を利用する場合には、当該第三者から、当該著作物に関し、(3) に規定する同意を書面で得るものとする。

(6) (4) 及び (5) の書面の取得に要する費用は、受託者の負担とし、受託者は、当該書面を成果品とともに納品しなければならないものとする。

(7) (4) 及び (5) の著作物の利用に関して、発注者又は発注者から許諾を得た者と第三者との間で紛争が生じたときは、受託者が責任を持って解決するものとする。

7 その他

本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、発注者あてに確認、協議のうえ決定し、実施すること